

# 野焼きの禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、野外焼却(野焼き)を行うことは**禁止**されています。

法に定められた焼却設備を用いずに廃棄物を焼くことはできません。野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1000万円以下の罰金が科せられます。

野外焼却は、大気汚染や猛毒ダイオキシン類等の発生原因となったり、煙のススで洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられない、匂いで気分が悪くなるなど、近隣の生活環境に多大な影響、迷惑をおよぼす可能性があります。

なお、次のとおり例外的に野外焼却が認められている場合もありますが、この場合であっても、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害で近隣の方に迷惑がかかるような焼却はできません。



## 野外焼却が認められている事例

● 法令に基づくもの	伝染病家畜、松くい虫被害伐採等の焼却
● 国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要なもの	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
● 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの	災害等の応急対策、火災予防訓練
● 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うため必要なもの	正月の「しめ縄、門松」を焚く行事
● 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却など
● たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で、軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなど

上記で認められている理由で特別に野外焼却を行う場合は、「周りに洗濯物が干されていないか」「風向きで住宅に煙がいかないか」などをしっかり確認し、時間帯や風向きを考えて行いましょう。

また、火事と間違われないよう消防署へ<sup>ようえん</sup>揚煙行為の届出を行いましょう。

柏屋南部消防本部中部消防署

☎092-938-3216

